

十五郎 宮 議員

た経緯は。

国民健康保険への影響は

後期高齢者医療制度導入による

周

響について尋ねる。 による国民健康保険への影 後期高齢者医療制度導入 国保税の値上げに至っ

てが必要ではないか。 高い形になる。特別な手だ 入の人は、海部地区で一番 活保護基準と変わらない収 対象を少し超え、実際に生 軽減措置がとられた。その (2) 新たに低所得者の負担

生活を窮迫させてはならな いう規定である。 地方税法等も、税負担で

いと定められている。

1、申請により減免すると 基準を下回った人に2分の ③ 市国保税は、生活保護

(4)令違反ではないか。 分減額し半分は取るが、法 ところが、市の場合は半 一宮市が昔、制度を大

> り減額した経緯もある。 申請ではなく市の裁量によ 検討してほしい。 幅に変えた時に激変緩和で、 この手だてをとることを

財政の安定を図る 国保税の改正を行い

保険年金課長

なろうとしている。 度時の前年度繰越金は約1 20年度は1、000万円に 億2、400万円だったが、 原因は、 国保特別会計の19年 歳出では療養給

0万円減額となる等である。 付費約5、 に対し多額の税収不足が予 政調整交付金が約4、10 円(の出費)、歳入では国財 額療養費が約1、000万 従来の税率では、必要額 400万円、高

考えている。 (3)

れてきている。 給付と負担のバランスが崩 で増え、税の収納率が落ち て歳入欠陥の要因があり、 治療費が少子・高齢化

税務課長

うことも理解してほしい。 していかざるを得ないとい 減免に対して慎重に計算

減免規定の執行を 市長が認める場合の

(1)180万円以下の人で、所 市税条例は前年所得が

B

ものである。 財政の安定を図ろうとする 想される。税率改正を行い、

考えた方法を研究すべきと 帯当たりの負担バランスを (2)所得階層ごとに、1世

1の軽減をしている。 らう制度になっている。 かるという応益割部分をも を考えた税として、2分の 負担と医療を受ける役務 国保は互いが医療にか

を図るよう見直しを 国保税減免と整合性

が指摘した趣旨は理解した つもりである。 しながら、その範囲で議員 (現在の減免規定等と)調整 180万円(の基準)は

介護高齢課長

る。 準以下の世帯に実施してい 内規により生活保護基

見直しを進めていきたい。 いが、整合性が図れるよう との格差はあるかもしれな さらなる減免は、国保税

4

や免除条例を時代に即応す 保護基準の中に入る。減額 これは4人世帯なら生活

てほしい。 免できる。ぜひこの減免(の 執行)を検討してほしい。 長が必要と認めたものは減 市介護保険料条例は、市

るものに、一日も早く改め